

鳥取県国際交流活動支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 市町村、学校又は営利を目的としない民間団体等(以下、「民間団体等」という。)が実施する国際交流活動を支援するために、鳥取県国際交流員(以下、「交流員」という。)を派遣する事業の実施について、この要領に定めるところによる。

(事業内容)

第2条 交流員を派遣する事業は、国際交流活動に対する補助及び協力事務を基本とし、具体的には次のとおりとする。

- (1) 市町村、学校の国際交流関係事務(外国からの訪問者の接遇、外国語刊行物等の翻訳、イベント・講演会・会議等の講師又は通訳、国際交流事業の企画・立案等)の補助、及び学校の国際理解教育活動への協力(語学指導を主たる目的とする業務は除く。)
- (2) 民間団体等の国際交流活動への協力
- (3) 市町村の職員、地域住民に対する語学指導への協力
- (4) 地域住民の異文化理解のための交流活動への協力
- (5) 在住外国人の生活支援活動への協力
- (6) その他、交流員が所属する組織の長(以下「所属長」という。)が必要と認める職務

(派遣期間)

第3条 派遣可能な期間は、原則として、祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分までとする。

(費用負担)

第4条 本事業の業務については、謝礼は不要とする。

2 派遣に伴う旅費については、原則として、依頼した市町村、学校又は民間団体等(以下、「派遣依頼団体」という。)の負担とする。ただし、小・中学校、幼稚園、保育園への派遣については、県が負担する。

3 その他、材料費等の実費については、派遣依頼団体が負担するものとする。

(申請方法)

第5条 派遣依頼団体は、原則として派遣日の2週間前までに、様式1により、所属長に申し込まなければならない。ただし、様式1については、同等の内容と認められる文書によりそれに替えることができるものとする。

(派遣決定)

第6条 所属長は、前条の申込があったときは、当該派遣依頼内容や交流員の業務予定等を勘案の上、その可否を決定し、派遣依頼団体へその結果を通知する。

2 所属長は、交流員の派遣を決定した後、次の各号のいずれかに該当する場合には、その派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 派遣決定後に、県の重要な業務を遂行する必要性が生じたとき
- (2) 派遣決定後に、派遣依頼団体が第10条の各号いずれかに該当すると認められたとき
- (3) その他、やむを得ない事情によるとき

(事前打合せ)

第7条 派遣依頼団体は、交流員の派遣に際し、事前に交流員と十分な打ち合わせを行わなければならない。

2 派遣依頼団体は、派遣される交流員と協議の上、事業の円滑な実施のために必要な措置をとらなければならない。

(結果報告)

第8条 派遣された交流員は、様式2により、また、派遣依頼団体は、様式3により、それぞれ業務終了後5日以内に、所属長に結果報告することとする。

(指導)

第9条 所属長は、様式2及び3の結果に基づき、必要に応じて指導等適切な是正措置を行うこととする。

(派遣の制限)

第10条 所属長は、派遣依頼団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流員の派遣を承諾しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき

(3) その他、所属長が適切でないと判断したとき

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は所属長が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

なお、鳥取県国際交流員活用事業実施要領は同日付で廃止することとする。

附 則

この要領は、平成19年7月20日から施行する。